

令和5年度 労働相談の状況

福岡県では、県内4か所の労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場のパワハラなど、労働者や使用者の皆さまからあらゆる労働問題に関する相談をお受けし、自主的な解決を支援しています。

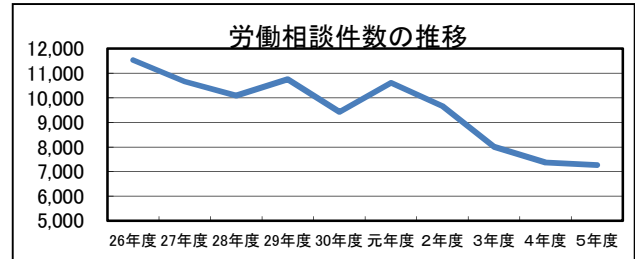
また、相談だけでは解決できない問題には、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

令和5年度における労働相談の状況は、以下のとおりです。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ107件(1.5%)減少し、7,264件の相談が寄せられた。



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	11,527	10,667	10,093	10,757	9,426	10,611	9,664	8,013	7,371	7,264
対前年度比 (%)	6.9	▲ 7.5	▲ 5.4	6.6	▲ 12.4	12.6	▲ 8.9	▲ 17.1	▲ 8.0	▲ 1.5

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が6,982件と、全体の96.1%を占めている。そのうち、正社員が3,250件(44.7%)、非正社員が3,732件(51.4%)となっている。

年度	合計	労働者						使用者
		正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他		
令和3年度	8,013	7,433	3,445	3,988	1,488	432	2,068	580
令和4年度	7,371	6,971	3,172	3,799	1,201	495	2,103	400
令和5年度	7,264	6,982	3,250	3,732	1,209	465	2,058	282

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は「職場の人間関係」1,410件。続いて「賃金」780件、「解雇・退職勧奨」728件、「労働保険」675件、「退職・退職金」641件の順となっている。

順位	3年度			4年度			5年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	職場の人間関係	1,224	15.3	職場の人間関係	1,144	15.5	職場の人間関係	1,410	19.4
2	労働保険	939	11.7	賃金	767	10.4	賃金	780	10.7
3	賃金	923	11.5	労働保険	696	9.4	解雇・退職勧奨	728	10.0
4	解雇・退職勧奨	672	8.4	退職・退職金	657	8.9	労働保険	675	9.3
5	労働契約	599	7.5	解雇・退職勧奨	613	8.3	退職・退職金	641	8.8
6	退職・退職金	578	7.2	休日・休暇	444	6.0	労働契約	504	6.9
7	休日・休暇	484	6.0	労働契約	407	5.5	休日・休暇	401	5.5
8	労働時間	221	2.8	労働時間	231	3.1	労働時間	234	3.2
9	就業規則	187	2.3	就業規則	138	1.9	就業規則	127	1.7
10	安全衛生	112	1.4	配置転換	84	1.1	セクハラ	98	1.3

※「その他」を除く

2 あっせんの実施状況

※表中〔 〕は、労働委員会委員によるあっせん（平成 25 年度から開始）で内数

(1) 受付件数

新規受付件数は 13 件で、前年度からの継続 1 件を含め、14 件のあっせんを実施した。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
前年度からの継続	5〔1〕	1	1	2	1
新規受付件数	12〔1〕	21	13〔1〕	12〔2〕	13
計	17〔2〕	22	14〔1〕	14〔2〕	14

(2) 処理状況

あっせんを実施した 14 件のうち解決に至ったものは 4 件で、解決率は 36.4%であった。

（※解決率の算定における母数は、取り下げ（3 件）を除く 11 件。

実施件数	処理状況				
	解決	打ち切り	取り下げ	不開始	次年度への継続
14	4	7	3	0	0

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせんに打ち切ったもの

不開始：申立内容を検討し、あっせんを開始しなかったもの

(3) 申立者の就労状況等

新規に受け付けた 13 件のうち、13 件が労働者からの申し立てで、労働者の申し立てのうち正社員が 76.9%と過半数を占めている。

労働者	使用者					使用者
	正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
13 (100.0%)	10 (76.9%)	3 (23.1%)	2 (15.4%)	0	1 (7.7%)	0

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。

(4) あっせん処理期間

申立後 2 週間以内に 42.9%、1 か月以内に 100.0%が処理終了している。

2 週間以内	2 週間～1 か月以内	1～2 か月以内	2 か月以上
6 (42.9%)	8 (57.1%)	0	0

※下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

(5) 主なあっせん内容

「解雇・退職推奨」が 9 件と最も多く、次いで「賃金」、「労働保険」、「職場の人間関係」が各 2 件となっている。

労働条件に関すること						職場の人間関係	その他
賃金	退職・退職金	解雇・退職推奨	労働時間・休日・休暇	労働保険	左記以外の労働条件		
2 (8.0%)	1 (4.0%)	9 (36.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	5 (20.0%)	2 (8.0%)	3 (12.0%)

※1 件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は、内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 退職勧奨

申立ての概要

申立者は、会社から別部署への異動を告げられたが、異動するなら退職すると伝えられたところ、その後は勤務シフトから外され有給休暇扱いとなっていた。退職推奨を受けたとして、会社都合による退職及び生活保障としての解決金のため、あっせんに申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社に対し、解決に向け申立人に歩み寄れないか打診。
その結果、会社都合による退職として会社が申立人へ解決金を支払うことで両者が合意し、解決した。

【事例2】 解雇

申立ての概要

申立者は、会社から事業縮小による人事異動を告げられたが、異動先では新たな雇入通知書を渡され、試用期間があると説明を受けた。これは異動の扱いではないと感じ、会社に異動を断ったところ、自己都合退職として退職届の提出を求められたため、納得できずあっせんに申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社に対し、今回の対象がなぜ申立人なのか説明がないことや異動としながらも新たに雇入通知を交付したことなどの問題点を伝える。
その結果、整理解雇として会社が申立人へ和解金を支払うことで両者が合意し、解決した。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）
毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）